

## 基金・ファンド一覧

基金・ファンド名	事 業 概 要
<p><b>しまね長寿社会振興基金</b>                      ○(社福)島根県社会福祉協議会                      所管</p>	<p><b>【新たな支え合いファンド事業】</b>                      ○目的：地域における生活・福祉課題の解決を図るため、高齢者をはじめとする住民の地域活動団体の立ち上げ又は拡充を支援するとともに、活動を通じた社会的役割を創出することにより、活力ある地域社会をつくる。                      ○内容                      (1) 対象となる活動                          ①住民参加型在宅福祉サービス団体(※)立ち上げ支援                          →住民を組織化し、サービス団体を立ち上げるための活動                          ②住民参加型在宅福祉サービス団体移行支援                          →既存の団体等を、サービス団体へ移行させるための活動                          ③生活支援サービス開発                          →既存のサービス団体と共同して取り組む、新たな生活支援サービス開発のための活動                          ※非営利、会員制(担い手会員、受け手会員)、有償制の生活支援サービス(家事援助・買い物代行、ミニデイ、配食等)を提供するサービスの担い手に65歳以上の住民が概ね3割以上含まれている団体。                      (2) 助成額：活動支出100万円、施設整備支出120万円、双方合計200万円を限度とする。                      (3) 助成先：市町村社会福祉協議会</p>
<p><b>島根県介護保険財政安定化基金</b>                      ○現在高 986百万円                      ○H12設置                      ○高齢者福祉課所管</p>	<p>○給付費の予想外の伸びや、保険料未納による保険財政の赤字に対し、以下の通り貸付又は交付を行う。                      ①貸付…計画期間(3年間)に、保険料収納低下や給付費の予想外の増により財政不足が見込まれる保険者に対して毎年度行う(初年度、次年度は財政不足額を、最終年度は財政不足額から下記②の交付額を控除したものを貸し付ける)。                      ②交付…計画期間を通じて保険料収納不足かつ、財政不足により、財政収支が不均衡になった保険者に対して3年度目に行う(原則として保険料不足額の1/2を交付する)。</p>

基金・ファンド名	事業概要
<p><b>島根県国民健康保険広域化等支援基金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○現在高 100百万円</li> <li>○H14設置</li> <li>○健康推進課所管</li> </ul>	<p>○国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険財政の安定化に資する事業に必要な費用にあてるため、地方自治法第241条及び国民健康保険法第68条の3に基づき、国保広域化等支援基金を設置し、保険財政広域化支援事業及び保険財政自立支援事業を行う。</p> <p>(1) 保険財政広域化支援事業 広域化等による平準化後の保険料賦課総額が平準化前の賦課総額を上回る構成市町村の当該増加見込額の範囲内</p> <p>(2) 保険財政自立支援事業</p> <p>①貸付事業1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度途中で財政収支の不均衡が見込まれる場合</li> <li>・当該財政不足見込額の3/4の範囲内</li> </ul> <p>②貸付事業2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新年度において保険料の急激な引き上げが見込まれる場合</li> <li>・保険料等を据え置いた場合の財政不足見込額の1/2の範囲内</li> </ul>
<p><b>島根県後期高齢者医療財政安定化基金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○現在高 1,975百万円</li> <li>○H20設置</li> <li>○健康推進課所管</li> </ul>	<p>○給付費の予想外の伸びや、保険料未納による財政の赤字に対し、以下のとおり貸付又は交付を行う。</p> <p>①貸付…特定期間（2年間）に、保険料収納低下や給付費の予想外の増により財政不足が見込まれる場合に、島根県後期高齢者医療広域連合に対して、毎年度行う（初年度は財政不足額を、最終年度は財政不足額から下記②の交付額を控除した額を、それぞれ1.1倍を限度として無利子で貸し付ける）。</p> <p>②交付…特定期間の最終年度に予定保険料収納率を下回る保険料の未納に対し、未納による不足額の1/2を交付する。</p> <p>③保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する。</p>
<p><b>島根県国民健康保険財政安定化基金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○現在高 278百万円</li> <li>○H27設置</li> <li>○健康推進課所管</li> </ul>	<p>（平成30年度から実施）</p> <p>○保険料の収納が不足する市町村に対し、資金の貸付又は交付を行う。</p> <p>○県国民健康保険特別会計（平成30年度新設予定）において給付増により収入不足となった場合に、基金を取り崩し、特別会計に繰り入れる。</p>

H 2 0、H 2 1 国経済対策関連基金

基金・ファンド名	事業概要
<p><b>地域医療再生臨時特例基金</b>                      ○積立額 9,702,977千円                      ○H 2 1～2 7                      ○医療政策課所管</p>	<p>○「地域医療再生計画」に基づいて実施する事業に要する経費に充てるため造成されたが、国経済対策分はH 2 7で終了。現在は、県造成分をドクターヘリの運航経費に充てている。</p>
<p><b>医療・介護総合確保促進基金</b>                      ○積立額 2,818百万円                      ○H 2 6～3 2                      ○医療政策課・高齢者福祉課所管</p>	<p>○医療介護総合確保促進法に基づく島根県計画の実施のために要する経費に充てる。</p> <p><b>【医療介護総合確保促進事業】</b>                      医療・介護従事者の確保、居宅等における医療の推進、地域医療構想の実現のための施設設備の整備、介護施設の整備について、毎年度策定する島根県計画に基づき実施する事業</p>

基金・ファンド名	事業概要
<p><b>介護基盤緊急整備等臨時特例基金</b>                      ○積立高 286百万円                      ○H 2 5～3 0                      ○高齢者福祉課所管</p>	<p>○介護保険法に基づき高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活が営めることができるための支援が柔軟かつ効率的に実施できるよう、その支援に要する経費に充てる。</p> <p><b>【地域包括ケア推進事業】</b>                      市町村が地域の実情に応じた地域包括ケアシステム構築に資する事業を実施する場合に必要となる経費に対する支援</p>
<p><b>安心こども基金</b>                      ○積立高 6,295,234千円                      ○H 2 1 設置                      ○子ども・子育て支援課所管</p>	<p>○子どもを安心して生み育てる環境を整備するため保育所の整備等を推進。</p> <p>①保育所の開設・改築・大規模修繕費を助成</p>